



県章

山形県公報

平成16年4月30日(金)

第1538号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....(人事課)...571

告 示

平成8年4月県告示第370号(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第11条の2に規定する知事が定める金額及び同条第2号に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として知事が定めるもの)の一部改正.....(同)...572
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退.....(保健業務課)...同
結核予防法による指定医療機関の指定.....(同)...同
民有保安林指定の予定.....(森林課)...573
道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)...同
県道の供用の開始.....(同)...同
土地改良事業の工事の完了に係る届出.....(置賜総合支庁農村計画課)...574

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則.....同

告 示

平成13年5月8日山形県人事委員会告示第5号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正.....同

公 告

県営住宅入居者の一般公募.....(置賜総合支庁建築課)...575
特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....(出納局)...577

正 誤

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第48号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年2月県規則第11号)の一部を

次のように改正する。

第17条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。
別記様式第21号福祉事業記録簿（裏）及び同様式の記入要領第2項第1号中「、介護用機器」を削る。

附 則

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

告 示

山形県告示第538号

平成8年4月県告示第370号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第11条の2に規定する知事が定める金額及び同条第2号に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として知事が定めるもの）の一部を次のように改正し、平成16年5月1日以後の期間に係る介護補償について適用する。

平成16年4月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 条例第11条の2に規定する知事が定める金額の項の表常時介護を要する状態の項中「106,100円」を「104,970円」に、「57,580円」を「56,950円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「53,050円」を「52,490円」に、「28,790円」を「28,480円」に改める。

山形県告示第539号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成16年4月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定医療機関の名称	所在地	辞退の効力発生年月日
深瀬内科医院	山形市落合町字二口195番3号	平成16. 3.31
早坂内科循環器科医院	同 あかねヶ丘二丁目10番2号	同
フラワー調剤薬局ナガイ	長井市大町9番18号	同 4. 1

山形県告示第540号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成16年4月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人 深瀬内科医院	山形市落合町195番3号	平成16. 4. 1
早坂内科循環器科医院	同 あかねヶ丘二丁目10番2号	同
フラワー調剤薬局	長井市大町9番18号	同
ジョイ調剤薬局あさひ	西村山郡朝日町大字宮宿832番地の1	同

朝日調剤薬局 同	832番地の4	同
----------	---------	---

山形県告示第541号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。
平成16年4月30日

山形県知事 高橋和雄

- 1 保安林予定森林の所在場所
東置賜郡高畠町大字二井宿字小湯7431 - 1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 主伐に係る伐採種は、択伐とする。
 - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課並びに高畠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年4月30日から同年5月13日まで縦覧に供する。
平成16年4月30日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 升田観音寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
飽海郡八幡町草津字坂ノ下74番3から 同 字貝ノ沢7番1まで		旧	19.9メートル と 63.2	メートル 520
同	上	新	19.9メートル と 63.2	同上

山形県告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年4月30日から同年5月13日まで縦覧に供する。
平成16年4月30日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 升田観音寺線
- 2 供用開始の区間 飽海郡八幡町草津字坂ノ下74番3から
同 字貝ノ沢7番1まで
- 3 供用開始の期日 平成16年4月30日

山形県告示第544号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成16年4月30日

山形県知事 高橋和雄

届出者の名称	地区名	事業の名称	工事完了年月日
高島町	二の堰	基盤整備促進事業	平成16年3月31日

人事委員会関係

規則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月30日

山形県人事委員会
委員長 古澤茂堂

別表第4第1項に次の1号を加える。

(14) 精神保健福祉士

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

山形県人事委員会告示第2号

平成13年5月8日山形県人事委員会告示第5号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成16年4月30日

山形県人事委員会
委員長 古澤茂堂

山形県職員採用上級試験の項、山形県職員採用中級試験の項及び山形県職員採用初級試験の項中「一次試験」を「第1次試験」に改め、

総合得点及び総合順位 （一次試験に係るものにあつては、一次試験の不合格者で、かつ山形県のみを志望した者に係るものに限る。）
--

総合得点及び総合順位 （一次試験に係るものにあつては、一次試験の不合格者に係るものに限る。）

を

総合得点及び総合順位 （第1次試験に係るもの にあつては、第1次試験 の不合格者に係るものに 限る。）	合格発表の日から1月間（第1次試験の不合格者で 他都県を第2志望としているものについては、警察 官A採用試験にあつては試験を実施した日の属する 年の翌年の1月4日（その日が日曜日に当たるとき はその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日）、警 察官B採用試験にあつては試験を実施した日の属す る年の翌年の3月1日（その日が日曜日に当たると きはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日） から1月間）
総合得点及び総合順位 （第1次試験に係るもの にあつては、第1次試験 の不合格者に係るものに 限る。）	合格発表の日から1月間

に改め、山形県市町村立学校

事務職員採用試験の項中「一次試験」を「第1次試験」に改める。

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年4月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要
		住宅形式	1戸当たり住戸専用面積 平方メートル			収入が123,000円以下の者	収入が123,000円を超え153,000円以下の者	収入が153,000円を超え178,000円以下の者	収入が178,000円を超え200,000円以下の者	収入が200,000円を超え238,000円以下の者	収入が238,000円を超え268,000円以下の者	
県営太田町アパート1号	米沢市太田町五丁目1-10	3DK	74.0	1	一般用	23,400	28,300	33,500	38,700	44,700	51,300	3月分の家賃に相当する額
同 太田町アパート2号	同	同	74.0	1	同	23,400	28,300	33,500	38,700	44,700	51,300	
同 玉ノ木アパート	同 通町八丁目2-95	同	55.7	1	同	14,100	17,200	20,300	23,400	27,100	31,100	
同 相生アパート2号	同 相生町7-65	同	72.9	1	同	23,400	28,400	33,500	38,700	44,700	51,300	
同 桜木アパート1号	南陽市三間通1229-2	同	59.3	1	同	15,700	19,000	22,500	26,000	30,000	34,500	
同 桜木アパート2号	同 1229-1	同	59.3	1	同	15,700	19,000	22,500	26,000	30,000	34,500	

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別頂症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成16年6月7日から同月11日まで(ただし、郵送の場合は、平成16年6月11日までの消印のあるものに限り有効とする。)

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜事務所

5 入居の時期 平成16年8月上旬

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年4月30日

山形県知事 高橋和雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
山形県財務会計システム運用管理支援業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県出納局総務課会計指導・システム担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2770
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北営業支店 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目3番10号
- 5 随意契約に係る契約金額 38,929,800円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当

		正		誤	
発行年月日	県公報 番号	ページ	行	誤	正
平成16. 4.13	第1533号	516	47	平成16年6月17日	平成16年6月17日
同	同	同	98	午前1時から	午後1時から